

発電・送配電の設備区分見直し

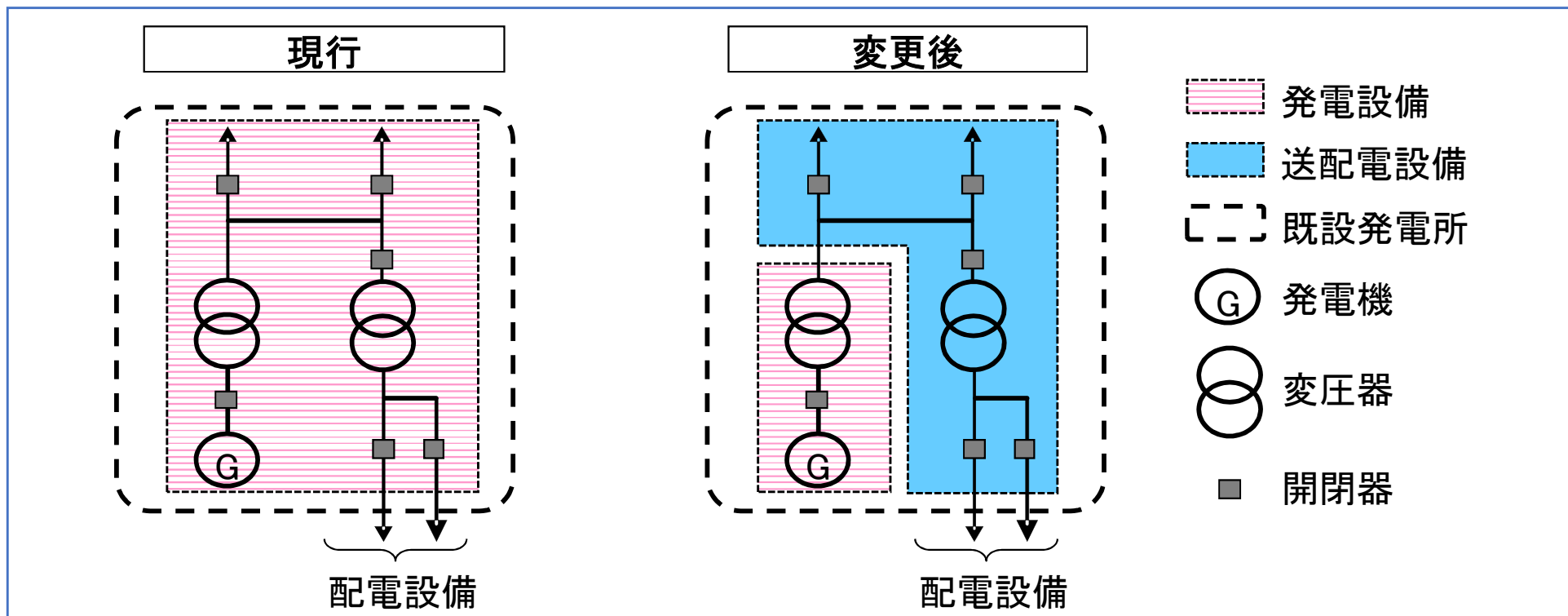
平成27年10月

東京電力株式会社

1. 発電・送配電の設備区分見直しの概要について

- 現在、水力・火力発電設備と送配電設備を発電所構内で一元的に「発電設備」に整理しているケースがありますが、H28年4月以降、ライセンス制が導入されることを見据え、託送供給に必要となる設備は発電設備から区分し、送配電設備として料金原価上整理することにより、8億円/年(単価影響銭未満)の原価増となります。
- 当該設備が存在する対象発電所は、水力発電所で51箇所、火力発電所で5箇所となります。

【発電・送配電の設備区分見直しのイメージ】



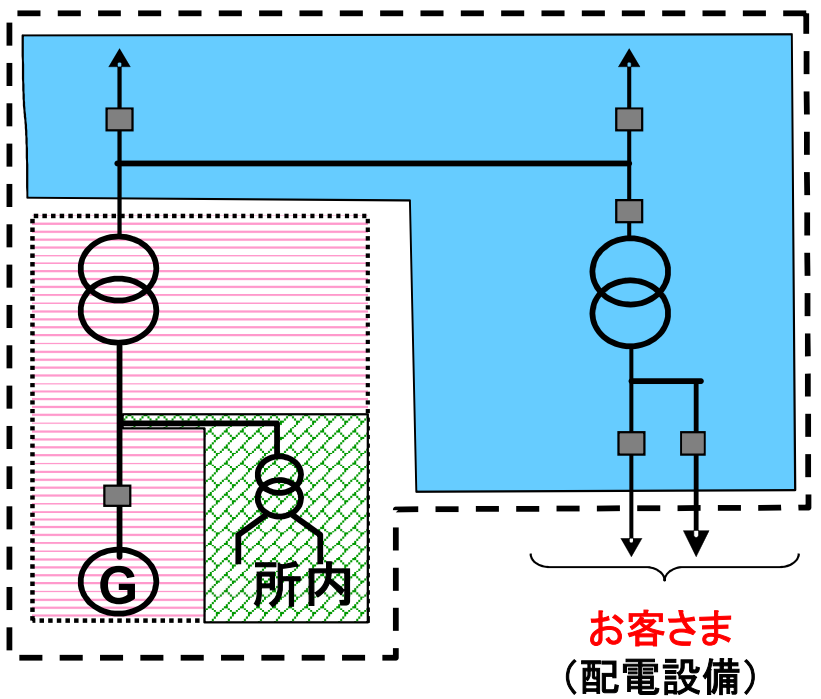
2. 発電・送配電の設備区分

●設備区分見直しの対象となる発電所は、直接お客様へ供給する設備を有する発電所（下図①）と、送電線の潮流を通過させる設備を有する発電所（下図②）が該当し、それぞれ託送供給に必要な設備を送配電設備に区分しております。

 発電
 共用
 送配電
 発電所

① 直接お客さまへ供給する設備を有する発電所

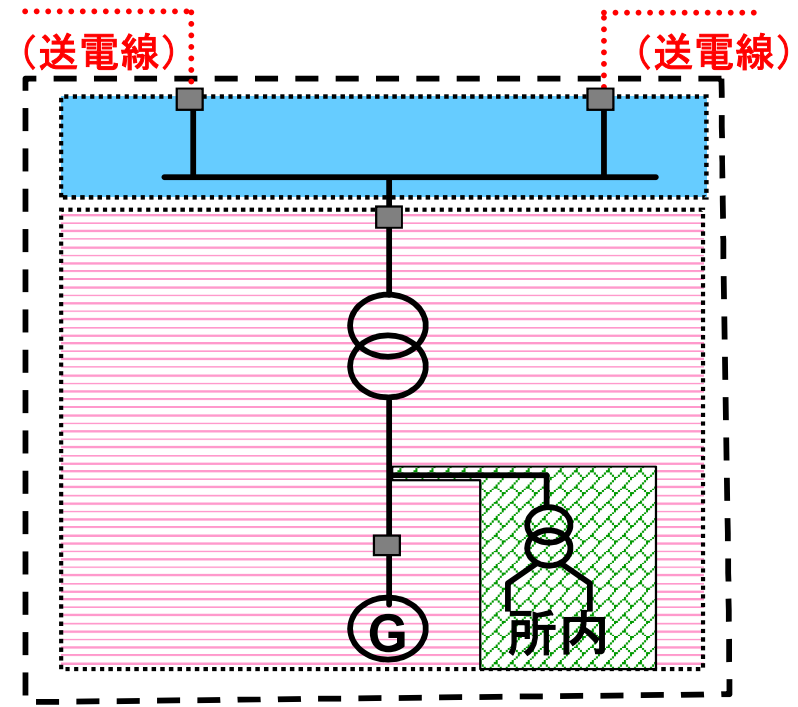
○仮に発電機(下図G)が無い状態でも、ブルーの部分はお客さまへの供給に必要なため、送配電設備として区分。



水力:41か所 火力:該当無し

② 送電線の潮流を通過させる設備を有する発電所

○仮に発電機(下図G)が無い状態でも、ブルーの部分を送電線の潮流が流れるため、送配電設備として区分。

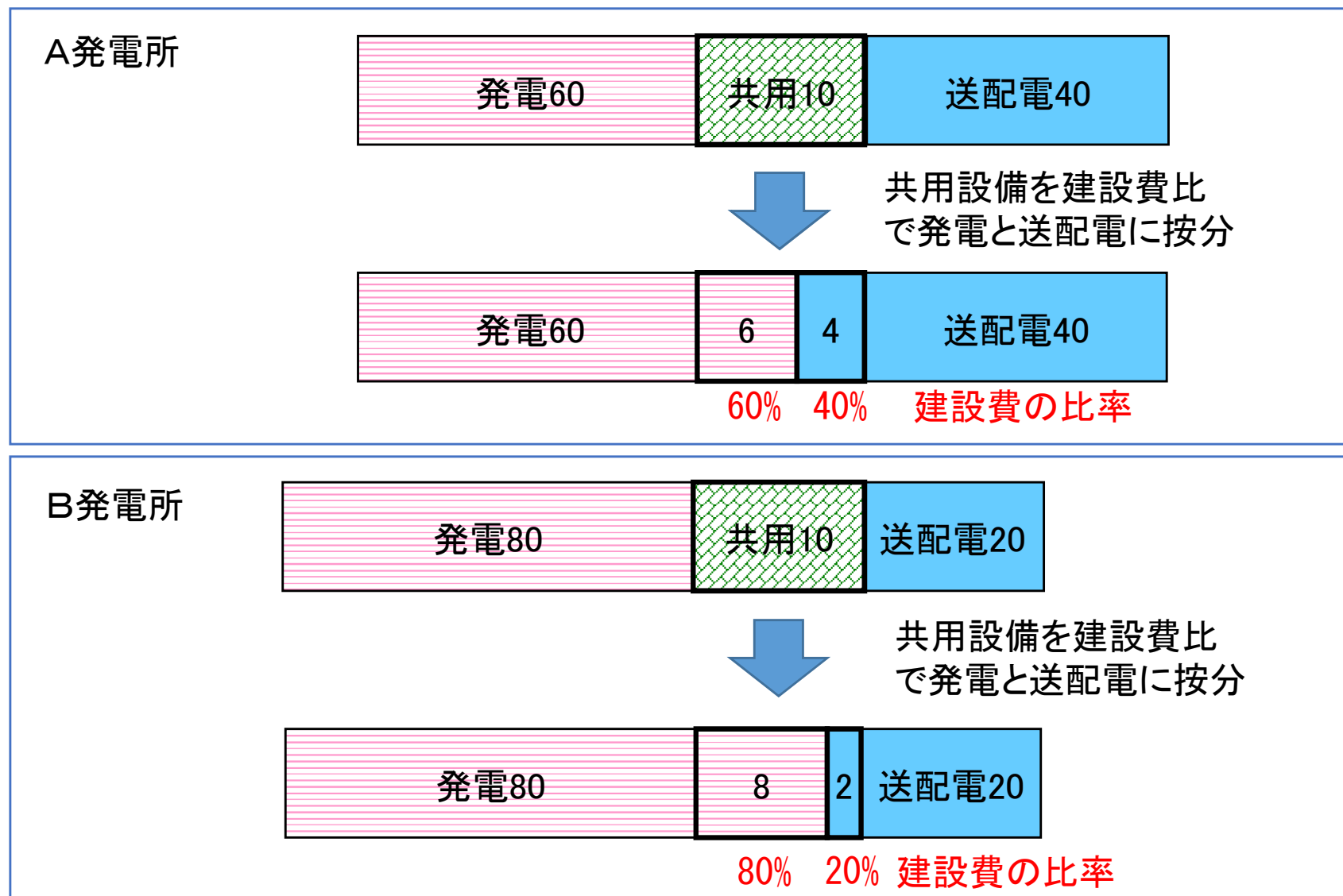


水力:10か所 火力:5か所

3. 共用設備の費用按分の考え方

- 発電設備、送配電設備の共用設備については、発電所毎に、発電設備と送配電設備の建設費比の比率を用いて按分しました。

<按分イメージ>



4. 資産区分結果

- 資産区分の結果、水力発電所では0.07%が送電設備、0.68%が変電設備となり、火力発電所では0.01%が送電設備、0.28%が変電設備となります。
※帳簿価額

水力発電所

(億円)

	水力 発電設備	送電設備	変電設備	共用設備	合計
共用設備配分前	6,149	4	41	13	6,207
共用設備配分費比率	91%	1%	8%	—	100%
共用設備配分後	6,161 (99.25%)	4 (0.07%)	42 (0.68%)	—	6,207 (100%)

火力発電所

(億円)

	火力 発電設備	送電設備	変電設備	共用設備	合計
共用設備配分前	11,827	1	32	26	11,886
共用設備配分費比率	99%	0%	1%	—	100%
共用設備配分後	11,852 (99.71%)	1 (0.01%)	33 (0.28%)	—	11,886 (100%)

5. 託送料金原価への影響額

- 資産区分の結果に基づき、送配電設備に係る費用として、水力発電費から4億円、火力発電費から5億円を託送料金原価に算入しております。

(億円)

	水力 発電費	送電費	変電費
減価償却費	▲3	0	3
事業報酬	▲1	0	1
合計	▲4	0	4

	火力 発電費	送電費	変電費
	▲4	0	4
	▲1	0	1
	▲5	0	5

※金額は全て3年平均

※事業報酬はレートベースに事業報酬率1.9%を乗じて算定

(参考) レートベースの振替額

(億円)

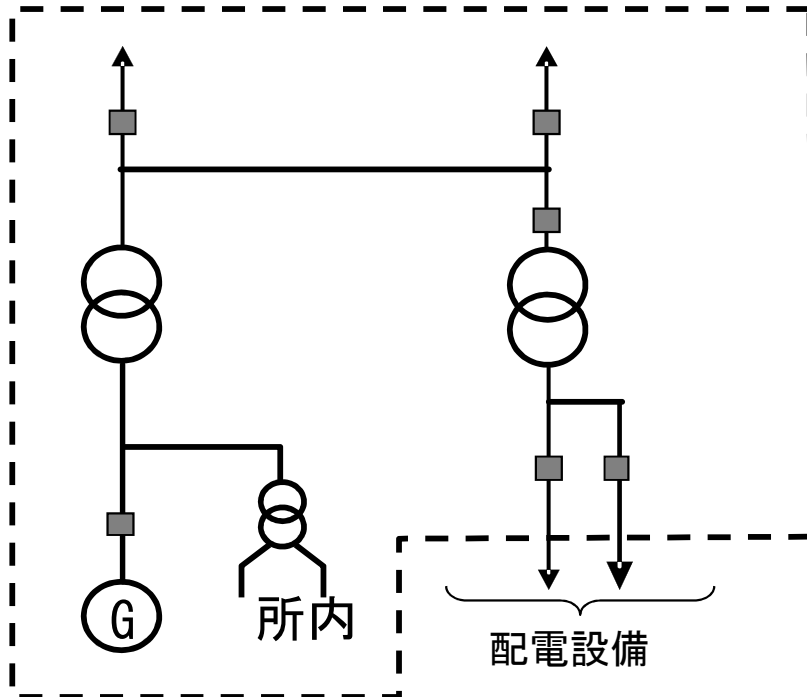
	水力 発電設備	送電設備	変電設備
特定固定資産	▲47	4	43
建設中の資産	▲2	0	2
合計	▲49	4	45

	火力 発電設備	送電設備	変電設備
	▲31	1	30
	▲4	0	4
	▲35	1	34

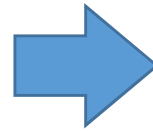
(参考) 具体的な区分方法

Step.1

○現状は、すべて水力発電設備。

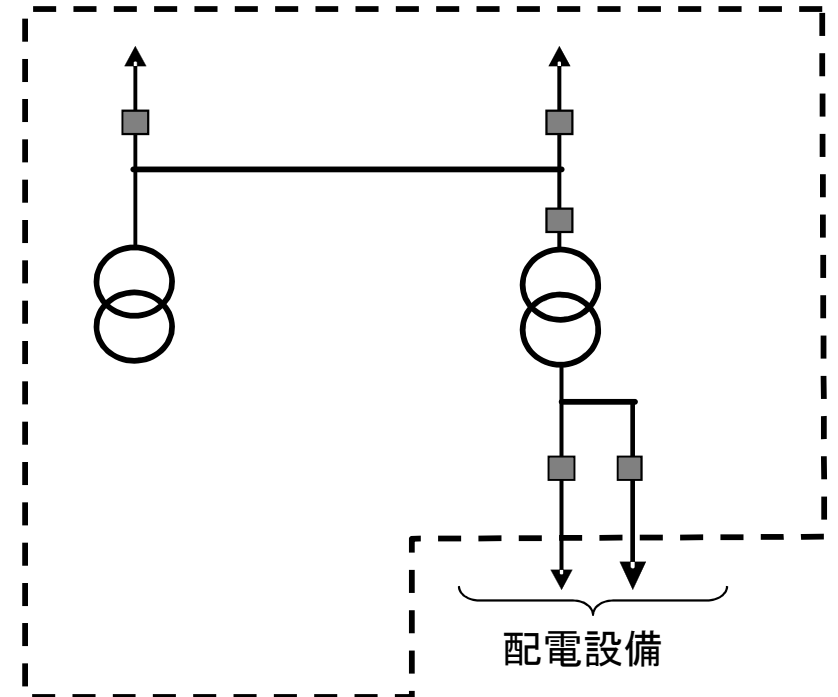


- 発電設備 (水力)
- 共用設備
- 送配電設備
- 既設水力発電所



Step.2

○水車発電機と所内回路がない状態を想定。

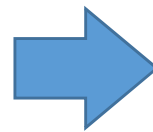
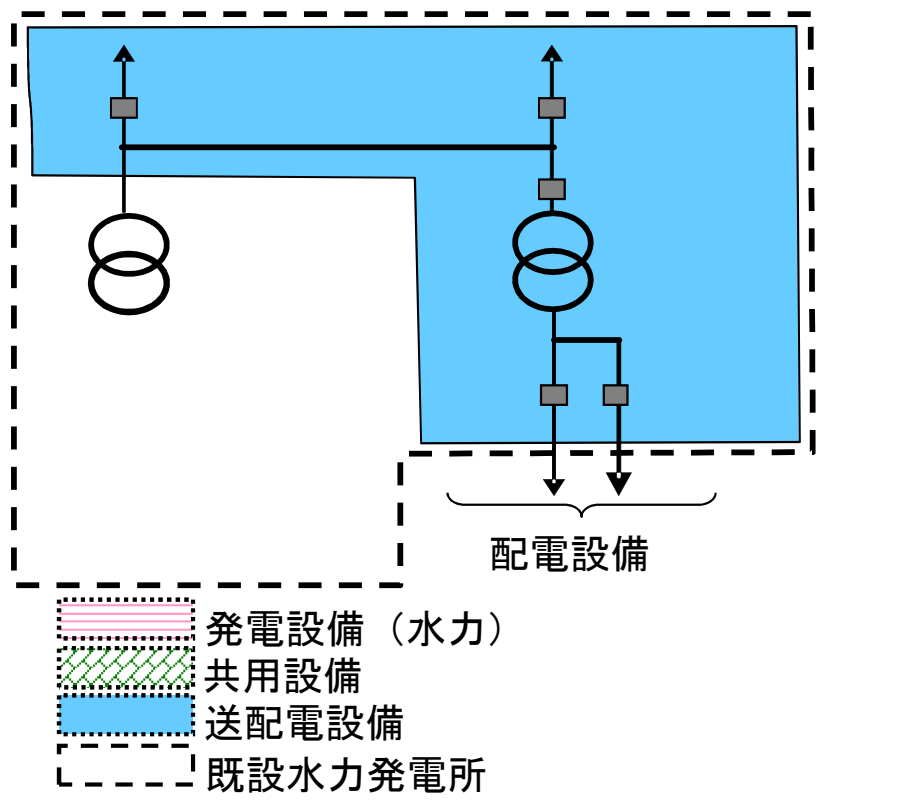


- 発電設備 (水力)
- 共用設備
- 送配電設備
- 既設水力発電所

(参考) 具体的な区分方法

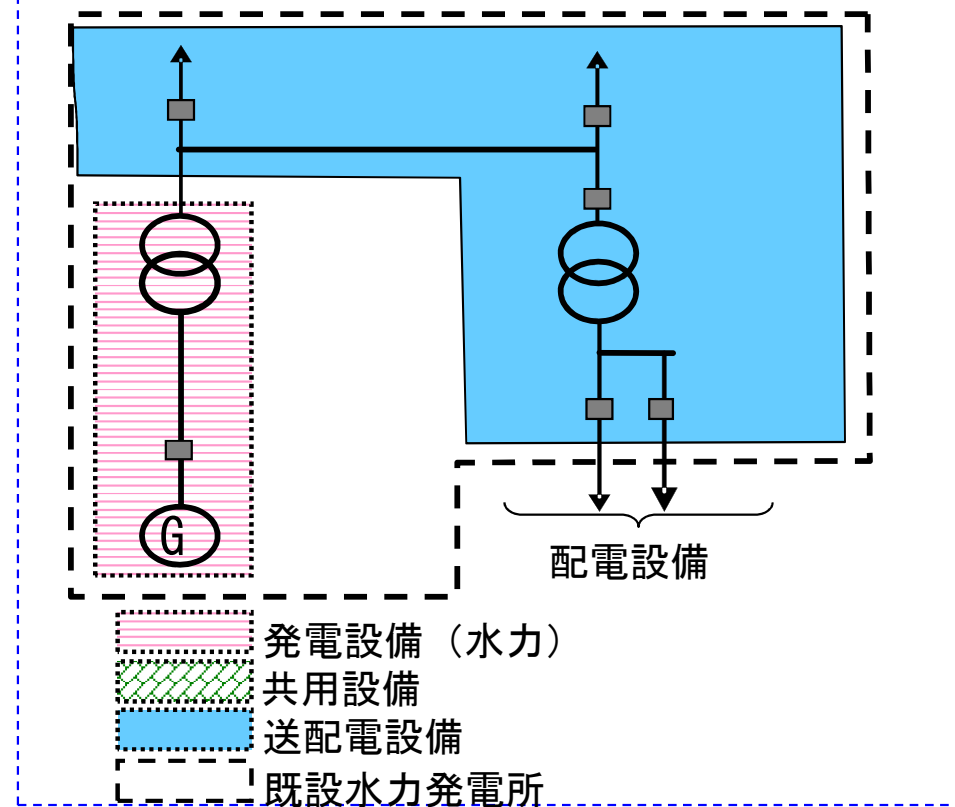
Step.3

- お客さまへの供給に必要な設備があれば送配電設備とする。



Step.4

- 水車発電機を元の状態に戻し水力発電設備とする。
- 発電用変圧器は、発電機がなければ不要となるため、発電設備に整理。



(参考) 具体的な区分方法

Step.5 (区分結果)

- 所内回路を元に戻し、当該所内回路からの電源供給の対象が送配電設備と発電設備の場合、共用設備とする。
- 当該所内回路からの電源供給の対象が、水力発電設備のみの場合は水力発電設備、送配電設備のみの場合は送配電設備とする。

